

## 【外貨 ex】約款 新旧対照表

下線部分が変更点

変更箇所	新取引説明書	旧取引説明書
<p><b>第 8 条</b> (口座の名義)</p>	<p>1. 第 6 条に基づき弊社がお客様の本口座の開設を承諾した場合、弊社は、お客様に対して書面により本口座の口座番号及びパスワード（お客様が申し込み時に指定したもの）（以下「口座番号等」といいます。）を通知します。お客様は個別取引の開始時に口座番号等を入力し、入力された情報が、弊社が書面により通知した口座番号等と一致した場合にのみ、個別取引を開始することができます。尚、お客様は、生年月日、電話番号、同一数字等の他人から推測されやすい番号をパスワードに指定する事は避けると共に、お客様の管理上の必要に応じ、一定期間毎または不定期に、お客様の責任で、弊社の所定の方法により変更するものとします。</p> <p><u>Yahoo! JAPAN ID をお持ちのお客様は、外貨 ex お取引画面内にて ID 連携の設定をする事で、Yahoo! JAPAN ID でも、外貨 ex 口座にログインする事が可能となります。</u></p> <p><u>その際には、必ずお客様ご自身の Yahoo! JAPAN ID である事をご確認下さい。</u></p> <p><u>特に共有端末でのご利用につきましては、十分にご注意下さい。</u></p> <p><u>尚、複数の Yahoo! JAPAN ID をお持ちの場合でも、外貨 ex 口座番号（ログイン ID）と紐付け可能な Yahoo! JAPAN ID は一つのみとなります。</u></p> <p><u>※Yahoo! JAPAN ビジネス ID では、外貨 ex 口座番号（ログイン ID）と連携できません。</u></p> <p><u>Yahoo! JAPAN ID に登録されている情報や、パスワードの再確認等、Yahoo! JAPAN ID に関するご不明点は、Yahoo! JAPAN にご確認下さい。</u></p> <p><u>Yahoo! JAPAN ID ヘルプページ (<a href="http://help.yahoo.co.jp/help/jp/edit/">http://help.yahoo.co.jp/help/jp/edit/</a>)</u></p>	<p>1. 第 6 条に基づき弊社がお客様の本口座の開設を承諾した場合、弊社は、お客様に対して書面により本口座の口座番号及びパスワード（お客様が申し込み時に指定したもの）（以下「口座番号等」といいます。）を通知します。お客様は個別取引の開始時に口座番号等を入力し、入力された情報が、弊社が書面により通知した口座番号等と一致した場合にのみ、個別取引を開始することができます。尚、お客様は、生年月日、電話番号、同一数字等の他人から推測されやすい番号をパスワードに指定する事は避けると共に、お客様の管理上の必要に応じ、一定期間毎または不定期に、お客様の責任で、弊社の所定の方法により変更するものとします。</p>
<p><b>第 28 条</b> (届出事項の変更)</p>	<p>弊社に届け出たお客様の氏名若しくは名称、住所若しくは事務所の所在地その他弊社が定める事項に変更があった時は、お客様は、弊社に対し直ちに弊社の所定の方法をもってその旨の届出をするものとします。</p> <p><u>尚、弊社登録情報と Yahoo! JAPAN ID の登録情報は、統合されておりませんので、変更がある場合には、それぞれ手続きが必要となります。</u></p>	<p>弊社に届け出たお客様の氏名若しくは名称、住所若しくは事務所の所在地その他弊社が定める事項に変更があった時は、お客様は、弊社に対し直ちに弊社の所定の方法をもってその旨の届出をするものとします。</p>